

# 運送業等事業継続支援金のお知らせ

原油高騰の影響を受けている運送事業者に対し、事業を継続するための支援として、町独自の支援金を給付します。

支援金額：最大 60 万円

## 1. 給付対象者・給付要件

- 町内に事業所を有する道路運送事業等を営む中小企業者または個人事業主
- 次に掲げる全ての要件に該当すること
  - ①交付申請時点において、道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、今後も町内で道路運送事業等を継続する意思を有すること。
  - ②町税等の滞納がないこと。

- 給付対象者・給付要件に該当する場合、次の区分・対象車両単価に応じて給付します。(上限：60万円)

給付対象事業区分		対象車両 (リース車両含む)	支援金単価 (1台当たり)
□ 貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	大型トラック (車両総重量 11,000kg 以上)	事業に使用する 車両であること	100,000 円
	中型トラック (車両総重量 7,500kg～11,000kg 未満)		57,000 円
	小型トラック (車両総重量 3,500kg～7,500kg 未満)		40,000 円
	その他普通自動車等		14,000 円
□ 一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業)	大型バス (車両の長さが 9m 以上 又は旅客席数 50 名以上)	※緑(黒) ナンバーのみ	100,000 円
	中型バス (大型バス、小型バス以外の車両)		57,000 円
	小型バス (車両の長さが 7m 以下 かつ旅客席数 29 名以下)		40,000 円
□ 一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー・介護タクシー事業)	タクシー	登録車両のみ	14,000 円
	介護タクシー		14,000 円
□ 自動車運転代行業	随伴用自動車	登録車両のみ	14,000 円

## 2. 申込締切

●令和4年8月1日（月）

## 3. 申請書の入手方法

●町のホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課、美郷町商工会に申請書類等を備え付けていますので、ご活用ください。

## 4. 申請書類・添付書類

- ①美郷町運送業等事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- ②申請者の振込口座の通帳の写し
- ③その他町長が必要と認める書類

### 添付書類

区分	書類	備考
貨物自動車運送事業 （トラック・運送事業）	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧（様式第2号） <input type="checkbox"/> 運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、 運輸局への許可申請書等のいずれか <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真（ナンバーが確認できるもの）	許可書や申請書 及び車検証は写し （コピー）を提出
一般貸切旅客自動車運送 事業（貸切バス事業）	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧（様式第2号） <input type="checkbox"/> 運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、 運輸局への許可申請書等のいずれか <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真（ナンバーが確認できるもの）	
一般乗用旅客自動車運送 事業 （タクシー・ 介護タクシー事業）	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧（様式第2号） <input type="checkbox"/> 運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、 運輸局への許可申請書等のいずれか <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真（ナンバーが確認できるもの）	
自動車運転代行業	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧（様式第2号） <input type="checkbox"/> 都道府県公安委員会の認定書 <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真 （ナンバー及び車体に掲示する認定番号が確認できるもの）	

## 5. 申請先・問合せ先

申請書類をそろえて町商工観光交流課へ提出してください。

### 【お問合せ】

〒019-1541 美郷町土崎字上野乙 170 番地 10  
美郷町役場 商工観光交流課 交流・商工班  
TEL 0187-84-4909